

「軍人勅諭」再考

——西周「勅諭稿」との比較を通じて——

はじめに

本論文の目的は、西周が明治一三（一八八〇）年に書いた「勅諭稿」を参照系とすることにより、明治一五年一月に陸海軍へ下賜された「軍人勅諭」の意味と、その時点での天皇の位置を再考するところにある。

「軍人勅諭」の評価は論者により著しく異なるが、およそ二つに分けられよう。第一は、「軍人勅諭」は時弊に対する訓諭であり、絶大な重要意義はなかったとするもので、松下芳男氏に代表される^①。

しかし、「軍人勅諭」の成立過程を詳細に研究した梅溪昇氏は、これと全く逆の解釈をしている。すなわち、明治一一年の参謀本部設置と明治一五年の「軍人勅諭」により、人民の権利・自由を擁護する民主制軍隊の発生が制圧され、天皇への絶対的服従にもとづく軍隊が成立し、正常な市民社会の形成と民主主義国家の成立が阻止

されたと主張するのである。次の引用部分は氏の見解を明確に示している。

谷口眞子

一般国民は国民徴兵制によって軍人となり、軍隊で「軍人勅諭」に示された軍人道徳を、道徳としての内面的自発性にもとづいて身につけるのではなく、勅諭の絶対的尊厳性にもとづいてきびしく教え込まれ、とくに「忠節」観念を中心として天皇への絶対的自己献身を最高の道徳的価値と見做す思想を植え付けられた。やがてかれらの帰郷によってこの思想は市民社会へ持ち込まれ、やがて国民道徳に大きな影響をおよぼし、社会の民主化傾向を阻止する役割を演じたのである。^②

一般に共有されているのは、「戦前の天皇制国家の礎となった軍人勅諭」というイメージであり、梅溪氏の考え方に近い。ここで問題になるのが、「軍人勅諭」の起草者が西周だということである。

西は江戸時代末期にオランダへ留学して、法学・経済学・統計学などを学び、明六社の会員で、のちに東京学士会会長や元老院議員もつとめた。そのため、ヨーロッパの近代的学問を取り入れた西が、「勅諭稿」を作成した事実をどのように説明するかが、西周研究者にとって課題となっている。

清水多吉氏は西周の伝記を書いているが、「勅諭稿」にも「軍人勅諭」にも言及していない。⁽³⁾ 松島弘氏は、「勅諭稿」と「軍人勅諭」を比較し、「軍人勅諭」は、「勅諭稿」に「軍人は忠節を尽すを本分とすべし」の一条が加わったこと、「すべし」と命令形になっていることを指摘するにとどまっている。⁽⁴⁾ 菅原光氏は、「西に関する先行研究の多くは、明六社での活動など、所謂〈啓蒙思想家〉としての側面を強調し評価するものであり、このような研究意図にとつて、「軍人勅諭」起草者としての側面は〈啓蒙思想家〉から逸脱した〈軍国主義者〉のように見え、出来る限り無視したい側面であったと言えよう」と述べている。⁽⁵⁾ これは正鶴を射た指摘であるが、その菅原氏もまた、陸軍省や参謀本部の仕事は西周の本意ではなく、「軍人訓誡草稿」も「勅諭稿」も、軍事官僚としてやむを得ず作成したとしている。⁽⁶⁾ また安孫子信氏は、「勅諭稿」で西は天皇の全権は一つの選択可能性であるとしているのに対し、最終版の「軍人勅諭」は上からの強制であり、天皇と軍隊の間に歴史を超えた絶対的な必然性が主張されていると考えている。⁽⁷⁾ 木野主計氏は、「軍人勅諭」は西周と井上毅の起草から成り、天皇の超法規的な意思として

天皇の軍隊親率の原理を宣言したとらえている。⁽⁸⁾

たしかに、「軍人勅諭」の「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」「世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ」などの文は、軍隊の統帥権を掌握した天皇への絶対的自己献身を、軍人に要求しているように聞こえる。そのため、〈西欧的学問の啓蒙家〉としての西と、〈天皇を頂点とした軍国主義の表現たる「軍人勅諭」の起草者〉としての西が、論者の中で一人の人間として像を結ばないのである。西欧的市民社会・西欧的近代と、天皇制にもとづく日本の軍国主義・特殊日本の近代を対置させた枠組みで考えれば、たしかに両者は矛盾しているように思える。

しかし、一九三〇年代以降にみられた、金科玉条的な位置づけからさかのぼって、「軍人勅諭」の成立とその意味を論じるのは正しくない。「軍人勅諭」は正式には「軍人訓誡の勅諭」である。ここでは、明治一年の「軍人訓誡」と区別するために便宜上、「軍人勅諭」と記すが、その元来の目的は「訓誡」、つまり天皇による直接の訓諭であったことを、まず確認しておく。

その上で、明治一年に西が作成した「軍人訓誡草稿」（それを踏襲した「軍人訓誡」、明治一年から陸軍将校を主な聴衆として行われた、偕行社での講演「兵賦論」にみられる西の思想が、明治一三年の「勅諭稿」にみられること、「勅諭稿」をもとにしつつ、時代状況の変化が考慮されて、明治一五年の「軍人勅諭」に至った

こと、その思想は、天皇への絶対的自己献身を求めたものではなかったことを指摘する。「勅諭稿」を媒介にすることによって、神格化された天皇像を無意識のうちに前提とした、「軍人勅諭」解釈を改め、「軍人勅諭」成立時点における天皇と軍隊の位置を明確にしたい。

第一章 「軍人勅諭」の成立過程と簡条比較

「軍人勅諭」は明治一五年一月四日の政始日に、赤坂仮皇居内太政官で、左大臣有栖川宮熾仁親王、右大臣岩倉具視、参議山県有朋らのもと、陸軍卿大山巖が賜った。海軍卿河村純義は出張不在のため大山が海軍の分も受け取り、海軍大輔牟田倉之助に渡した。勅諭の写し四六〇〇部が陸海軍省、警視総監、府知事、県令、各省院使長官、大臣、参議、宮中各部署へ配布された。陸海軍各隊では勅諭奉戴式を行い、幹部がこれを講釈した⁽⁹⁾。山県有朋は明治一四年一月二日二七日に、太政大臣三条実美に対し、陸海軍への勅諭は「陛下親ラ軍隊ヲ統へ、特ニ将卒ニ訓告ヲ垂レ玉フ者ナレハ、他ノ詔勅ト等シク太政官ノ宣奉ヲ経テ施行セラルヘキニ非ス。因テハ太政大臣奉勅ノ例ニ拘ラス、陛下親シク御名ヲ記シ、直チニ軍隊ヘ下賜アラセラレン事⁽¹⁰⁾」を求めており、その意図に沿ったのであろう。和文句調で、漢字平仮名交じり文、振り仮名つきである。「軍人訓誡」が陸軍に出された訓示であるのに対し、「軍人勅諭」は陸軍・海軍双方

に出された。ただし、どちらも法的効力はない。

「軍人勅諭」は作成に一年以上を費やしている。自由民権運動が軍隊に波及することを恐れた山県有朋が、「軍人をして毅然として世の風潮の外に立たしめ、忠勇の精神を維持せしめんと欲し、聖詔を賜ひて之れを諭したまはんことを奏請」し、それが認められて参謀本部御用掛西周に草案作成を命じた。その案に「漢文の習気「臭気」があつたため書き直させたが、意に沿わないところがあつたので、東京日日新聞記者の福地源一郎にわかりやすい文章にさせ、さらに参事院議官井上毅・同院御用掛箕輪醇等が修正し、山県も自ら加筆修正して軍人勅諭ができたという⁽¹¹⁾。

【表二】は、軍人勅諭成立までの各草稿について、梅溪昇氏が作成した表を転載したものである。先に参照した『明治天皇紀 第五』の記述が正しければ、西が参謀本部御用掛となつたのは、明治一三年一月二五日なので、「勅諭稿」は年末に書かれたことになる。これらの草稿に関する梅溪の見解は、以下の通りである。

氏は「軍人勅諭」成立の過程を、前期と後期に分けて考へる。前期は、西の「勅諭稿」をもとに山県有朋が修正した「第一種ノ一」、それをもとに、井上毅が起草したと考えられる「第二種」ができ、それから「第一種ノ二」と「第三種」ができたと推定する。「勅諭稿」と比べると、「第三種」は「忠節」の項目が増え、「膽勇」が「義勇」に変わっている。

次に後期についてみる。「第四種」は「第三種」をもとに、福地

表一 「軍人勅諭」草案一覧（梅溪昇『増訂 軍人勅諭成立史—天皇制国家観の成立（上）』
（青史出版、2008年）二二三～二三三頁所収の表を転載）

	草案種別	草案内容（徳目）	起草者・修正者	作成時期
前期	勅諭稿	(一)秩序 (二)膽勇 (三)質直儉素 (四)信義	西(起草)	明治十三年(月不詳)
	第一種ノ一	右同	西(起草)・山県(修正)	明治十三年(月不詳)
	第二種	(一)報国衷情 (二)上下統属 (三) 膽勇 (四)勤儉質直 (五)信義	井上(起草カ)	「第一種ノ一」直後カ
	第一種ノ二	(一)報国衷情 (二)秩序 ((三)膽 勇 (四)質直勤儉 (五)信義)	不詳	「第二種」直後カ
	第三種	(一)忠節 (二)秩序 (三)義勇 (四)質直儉素 (五)信義	不詳	明治十三年(月不詳)
後期	第四種	(一)忠節 (二)礼義 (三)武勇 (四)質素 (五)信義	福地(起草)	明治十三年(月不詳)
	第四種ノ訂正一・二	右同	不詳	「第四種」直後カ又ハ次ノ「訂 正三」直後カ不詳
	第四種ノ訂正三	(一)忠節 (二)礼義 (三)武勇 (四)信義 (五)質素	不詳	明治十四年十二月頃カ
	第四種ノ訂正四	右同	箕輪(修正)	明治十四年十二月二十五日
	第五種	右同	山県(修正、井上・箕 輪ノ修正ヲ含ム)	明治十四年十二月二十五日～ 二十七日

源一郎が起草した。彼は一八四一年生まれで漢学・蘭学・英学を学び、幕府に仕えて遣米使節・遣欧使節に、また岩倉使節団にも随行した経験をもつ。一八七四年に退官し、「東京日日新聞」記者として活躍し、自由民権運動に対抗して国会開設漸進論を唱えた。その後の「第四種ノ訂正」はいずれも細かい語句表現の修正で、最終的には山県・井上・箕輪醇―旧会津藩士で斗南藩、青森県、陸軍省、太政官などで勤務―の手が入った「第五種」ができた。

梅溪は福地源一郎について、わかりやすい和文で訓論的であり、本文は仮名交じり文で漢字にはふりがなが付され、漢籍にみえる難解な語句を排除したという、表現上の寄与を認めるほか、最終版「軍人勅諭」の五徳目がそろっている点と、前文にみえる天皇の位置づけに注目している。すなわち、「天皇の統帥大権の国体的絶対性、上から臣民ないし軍人に臨む絶対制君主としての天皇の絶対的な權威・権力性を十分に表現」しているところとらえる。そして「軍人勅諭」の思想的性格の形成過程において、福地の「草案第四種」の成立が、最も重要な歴史的意義を持つと評価した。⁽¹²⁾

「軍人勅諭」成立における西と福地の役割については、これから各箇条と後文、前文を検討して明らかにしていくが、まず西が「勅諭稿」を書いた時点でのどのような考えを持っていたか、「軍人訓誡草稿」作成後の経過をたどっておきたい。

「軍人訓誡」については、『明治天皇紀 第四』が簡潔に内容を説明している。

有朋、軍人訓誡一篇を草して之れを頒つての事あり、其の要旨たるや、精神の最も重んずべきを説き、之れを維持するには忠実・勇敢・服従の三約束を堅守せざるべからずと論じ、而して、皇室を尊崇すべきこと、上官老巧者に敬意を表すべきこと、朝政を是非し時事を論ずべからざること、公私の諸規則を遵守すべきこと、喧嘩争闘を為すべからざること、部下に対し寛厳宜しきを得深切を尽すべきこと、同僚同輩新懇の情意を尽すべきこと、寡言肅静沈着廉潔節儉の尚ぶべきこと等、軍人の平素服膺すべき條項を縷述せり。⁽¹³⁾

拙稿で明らかにしたように、西の「軍人訓誡草稿」一八箇条を部分的に入れ替え、表現を少し変えた形で、「軍人訓誡」は明治一年一〇月一二日に、陸軍卿山県有朋の名前で陸軍に頒布された。⁽¹⁴⁾

一方、西は「軍人訓誡草稿」を作成したあと、陸海将校クラブである偕行社で「兵賦論」の講演を始めた。明治一年九月一日が第一回目で、その講演録は『内外兵事新聞』に明治一年一〇月二〇日（一六六号）から明治一四年二月二七日（二八九号）まで断続的に掲載された。時系列で並べれば、竹橋事件↓「軍人訓誡草稿」↓「兵賦論」講演初回↓「軍人訓誡」頒布↓第一回目の「兵賦論」掲載という順序になる。

西は「兵賦論」で、国境を守り、富国をはかり、人民の生活を保

障し、他国に土地や財産や人民や権利を蹂躪されないようにするの
が、「万国公法の正理」であり、日本がとるべき国是であると主張
していた。世界情勢は「愚者は知者に役せられ弱者は強者に役せら
れる」状態である。万国公法では、局外の国からみた交戦国双方の
主張は相互に一非一是であり、その曲直は天帝でなければ判断を下
す権利はないため、結局は軍事力で決定することになる。国内的に
も国際的にも、法を担保するのは最終的には軍事力であり、兵備が
なければ国の独立は保てない。以上の認識のもと、「兵賦論」後半
部分では、実際の兵賦について統計数字を駆使しながら論じてい
る。

この考え方は、彼が作成した「上隣邦兵備略表」にもみられる。
西は明治一二年一月に、参謀本部出仕と陸軍省御用掛を命じられた。
同年、桂太郎ら十数人の将校が清国の兵制、軍備、地理などを調査
し、それをもとに明治一三年一月三〇日に、参謀本部長山県有朋
が「隣邦兵備略表」を天皇へ提出した。上表の素案を作成したのが
西であった。

西が作成した「上隣邦兵備略表」には、万国が対峙しているため、
軍事力が強くなければ国は独立できないとし、強者は名目を借りて
私利を増やし、弱者は哀情に訴える手段として万国公法を利用して
いる現状をかんがみれば、国家の独立を維持するためには富国強兵
が必要であると説いている。⁽¹⁵⁾そして山県が提出した上表も同内容で
あった。⁽¹⁶⁾西が「上隣邦兵備略表」を作成したあと、「兵賦論」の講

演と併行して起草したと考えられるのが「勅諭稿」である。

先の【表一】から、何種類もの草稿が書かれたことはわかるが、問題は西の「勅諭稿」と最終版の「軍人勅諭」の内容・思想が、どれほど異なっているかである。「勅諭稿」と「軍人勅諭」を比較したのが【表二】である。「勅諭稿」第一条が「軍人勅諭」第二条、「勅諭稿」第二条が「軍人勅諭」第三条、「勅諭稿」第三条が「軍人勂諭」第五条、「勅諭稿」第四条が「軍人勅諭」第四条に該当していることがわかる。「軍人勅諭」第一条については第二章、前文については第三章で考察することとし、本章では残りの四箇条と後文の内容を検討する。なお本論文においては、「勅諭稿」「軍人訓誡草稿」「兵賦論」は大久保利謙編『西周全集 第三卷』（宗高書房、一九六六年）所収のもの、また「軍人勅諭」については由井正臣・藤原彰・吉田裕校注『日本近代思想大系 4 軍隊 兵士』（岩波書店、一九八九年）所収のものを利用する。紙幅の関係から、引用ごとに注をつけることは省く。

「勅諭稿」第一条は「軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す」で始まり、「己が隷属する所に奉事して其命令を敬承するは、直ちに 朕が命を奉ずると異なる無きを宗とし」「上下相和し、通体一致して国の王事に服役するこそ、総軍人が 朕に対する忠節なれ、縦ひ何様なる美事善行にても、軍人たる者が此秩序を紊りて、上に対しては敬礼を失ひ、事抗戾に涉り、下を待つには傲慢にして人和を失ふに至りなば、軍人精神の蠹害（物事を損ない破る）とや

謂ふべき」と述べる。隷属というと奴隷という言葉が想起されるが、属する、付けるが本来の意味であり、下級の者が上級者の指揮・監督を受けることを指している。軍人には階級があり、同列同級でも経験年数の違いがあるので、上級の者や旧任の者へ敬礼を尽くすとともに、上官も部下に傲慢になることなく、上下が共同して一体となり、「国の王事」に服することが天皇に対する忠節であるとしている。「軍人勅諭」第二条も内容は同じだが、「秩序を紊ること無きを要す」が「礼儀を正しくすべし」という表現に変更されている。階級・新旧に応じた礼儀を相互に守ることで、軍隊の序列が明確になり、また秩序が保たれるので、「礼儀を正しくすべし」というわかりやすい文言になったのだろう。

「勅諭稿」第二条は「武徳の第一は膽勇なり」として、軍人は「剛毅沈勇を宗とし、又事を謀るには思慮周到にして計画分明なるを要」するが、「懦弱卑怯の振舞」がないよう、平素から鍛錬が必要であるとしている。軍隊は、全員が作戦命令に従って動くことが前提とされる組織なので、個人レベルの「懦弱卑怯」な行動は軍紀の低下を招き、全軍の士気にかかわることになる。ここでは、勇気を以て職業とする者はむしろ、普段は仁愛慈悲の心で人に接しなければならぬという部分に着目したい。なぜなら、一読すると矛盾した内容のようにも思えるからである。

すでに西は、明治十一年の二月から五月にかけて、偕行社で行った講演「兵家徳行」―同じく偕行社で「兵賦論」を講演するのは明

表二 西周「勅諭稿」と「軍人勅諭」の箇条比較対照表

「軍人勅諭」再考

「勅諭稿」のNO.	「勅諭稿」の箇条内容	「軍人勅諭」のNO.	「軍人勅諭」の箇条内容	備考
前文一部		1	「軍人は忠節を尽すを本分とすべし」	
	いやしくも精神が伴わなければ、数多の法度や規則も徒法に帰し、すぐれた隊制や兵器も無意味になる。		我が国に生まれた者で報国の心がない者はいない。まして軍人たろうとする者は、この精神が堅固でないと役に立つとは思われない。技芸・学術に秀でていても、報国の心がない軍人は人形であり、節制のある軍隊でも忠節がなければ、烏合の衆である。兵力は国運を左右するものなので、世論に惑わされたり政治に関わることなく、一途に自分の本分である忠節を守り、「義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽し」と覚悟するように。不覚を取って汚名を受けることがないように。	西周の「軍人訓誡草稿」では、前文に「苟モ忠実ナラスンハ何ヲ以テ我カ大元帥タル皇上ニ対シ国家ニ報スル所アラン」とあり、第9条に「朝政ヲ是非シ、官省ノ布告布達諸規ヲ侮慢譏刺スル等ノ挙動ハ軍人ノ本分ニ背馳スル」「喋々論弁ヲ逞ウシ、動モスレハ時事ニ慷慨シ、民権ヲ主張スナトト唱へ、本分ナラサル事ヲ以テ自ラ任シ、書生ノ狂態ヲ学ブ等ノ事アル可ラス」「畢竟軍人ハ軍籍ニ列スルノ初メニ皇上ヲ奉戴シ、朝廷ニ忠ナランコト誓ヒシ者ナレハ、一念ノ微モ此本心ニ背クヘカラス」とみえる。
1	「軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す」	2	「軍人は礼儀を正くすべし」	
	軍人には上から下の兵卒に至るまで官階等級があり、同列同級間でも停年の新旧がある。自分が隷属するところの命令を聞くのは、直ちに朕の命を奉じるのと異ならないと考え、上級・旧任には敬礼を尽くすこと。上下相和し、通礼一致して国の王事に服役するのが、朕に対する忠節である。軍人がこの秩序を破り、上に対して敬礼を失い、下に対して傲慢になれば、軍人精神を損なうというものである。		軍人には元帥から一兵卒に至るまで、階級があり、同列同級間でも停年の新旧がある。上級・旧任には礼儀を尽くすこと。逆に下級・新任には慈愛をもつこと。上下一致の和諧を失うと、そこから軍隊組織が崩れ、国家のためにも許しがたい罪となる。	西周の「軍人訓誡草稿」の2・3・10条ある。「軍人訓誡」の2・3・12条に該当
2	「武徳の第一は膽勇なり」	3	「軍人は武勇を尚ぶべし」	
	軍人は平素から心がけが肝要である。血気の勇にはやるのではなく、剛毅沈勇を旨とし、周到に思慮して計画し、人の過ちも法の許すところまでは寛容に扱う。戦陣に臨んで躊躇することがないよう、平素から膽力の鍛錬をしておくこと。普段温厚な人は大事にも動じない。軍人は勇気をもって職業とする者で、普段は忠良易直にして仁愛慈恵をもって世人と接し、人々の愛敬を得るよう心がけること。		武勇は古来より尊ばれてきたが、とりわけ戦う軍人には必要である。武勇には大勇と小勇があり、血気にはやった粗暴の振る舞いは武勇とは言えない。軍人は義理をわきまえ、胆力を練り、思慮を尽くして事を謀り、己の武職を尽くすが真の大勇である。常々、温和を第一とし、人々の愛敬を得るよう心がけよ。	西周の「軍人訓誡草稿」の12条（「軍人訓誡」10条）の一部に該当
4	「人として信義を守るは軍民の別無く人たるの常道なり」	4	「軍人は信義を重んずべし」	

	信とは自分が言った言葉を実践すること、義とは役務を尽くすことである。はじめに約定があって事の関係が成立する。古今大綱の道理に暗く小節の信義を建てようとして、徒党を結んだり、政道の是非や王統の争論や家々の争いなどを面白がったり、主義の主張をするなどして、惜しむべき人が名も身も果てる例は多い。最初の思慮を忽せにしないこと。		信とは自分が言った言葉を実践し、義とは自分の分を尽くすことである。信義を尽くすには、はじめによく理非を考えてから物事を引き受けること。わずかな節義を守るために根本を見誤ったり、私情の信義を守って公道の理非に迷い、身を滅ぼして汚名を後世まで残す例は少ない。	西周の「軍人訓誡草稿」11条（「軍人訓誡」の13条）の一部に該当
3	「質直勤儉なるは武人の常習」	5	「軍人は質素を旨とすべし」	
	質直を大事にしないと文弱淫靡軽薄に陥り、勤儉を大事にしないと豪華になり、廉恥を損ない、邪僻になり、背徳失行の身となり、汚名が世間に広まる。これが軍隊で起れば、伝染病のように蔓延し、士気が衰えることになる。免黜条例を施行したが、改めてここで申し置く。かかる弊風で軍人が扇動されることのないように。		質素を旨とせず、文弱で軽薄、豪華華靡を好んだ生活をしていると、世間から爪はじきされることになる。これが軍人に起れば、伝染病のように蔓延し、士気が衰えることになる。免黜条例により、この事は戒めておいたが、改めてここに申し置く。	西周の「軍人訓誡草稿」の14条（「軍人訓誡」の13条）の一部に該当
後文	この四箇条を実行するための要訣は誠心である。聖賢の千言万語も誠心をもって心にとどめておかなければ、益するところがない。この四箇条は実行するのはさほど難しくない。ただ、誠心を常に念じて心が緩むことのないようにすればよい。	後文	この五箇条は軍人がゆるがせにしてはならない項目である。実践するためには誠心（まごころ）が大切である。誠心がなければ、嘉言も善行もうわべの装飾にすぎない。五箇条は天地の公道、人倫の常経である。この道を守り行い、報国の務めを尽くせば、日本の人民も喜ぶだろう。	

治一一年九月からである―で、軍人は忠良易直たることを心得よ、と述べている。明治八年、『明六雜誌』に発表した「国民気風論」では、民権家風・状師家風・貨殖家風のエトスを身につけるよう推奨しているのに、軍人にはその反対のエトスを求めているのは、軍人が武器を日常的に携帯しているため、その軍事力を背景にして権利を主張したり、弁護士気取りで紛争の調停に乗り出したり、金儲けをしたりすると、一般社会の秩序を乱すおそれがあったからである。¹⁷⁾

「軍人勅諭」第三条も同じく、「軍人たらむものは、常に能く義理を弁へ、能く胆力を練り、思慮を殫（つく）して事を謀るべし」「武勇を尚ぶものは、常々人に接するには温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ」とある。武勇を大勇と小勇に分けて説明している点が「勅諭稿」と異なるが、この区別は山鹿素行の講義を収録した「山鹿語録」や、山本常朝・田代陣基編「葉隠」などにもみえる、近世からの考え方であり、一般的なものである。

「勅諭稿」第三条は「質直勤儉なるは武人の常習」として、質直勤儉を大切にしないと、文弱にして淫靡・軽薄な生活に流れてしまひ、自らの名誉を傷つけることになり、それが軍隊に広まれば士気が衰えると警告している。「軍人勅諭」では「軍人は質素を旨とすべし」として、「質直勤儉」が「質素」と表現されているが、内容に変わりはない。さらに「勅諭稿」「軍人勅諭」ともに、先に免黜条例を施行したが改めて申し置く、とある。免黜条例とは、明治一

○年二月二二日に制定された将校免黜条例を指す。これは将校を対象に、官職をやめさせたり、降格させたりする場合を規定した条例である。全部で三五条から構成され、第二一条は将校の身分にもとる行為として、「品行不正」「交際不正」「怯懦畏避」「抗言恃頑」「職務不活」「不典失儀」「鬪争」の七項目をあげている。これは明治一年の「軍人訓誡草稿」「軍人訓誡」にも受け継がれており、将校クラスが率先して条目を守らなければ、徴兵された兵士たちはついてこないという考えにもとづいている。

「勅諭稿」第四条は「人として信義を守るは軍民の別無く人たるの常道なり」として、「信とは前言を踐むの謂、義とは役務を尽すの謂」で、最初の約定を守ることが信義を立てることであると記している。最初の約定とは、入隊の際に行われる軍律の読み聞かせである読法と、それへの宣誓を指す。その誓いを守ることが、軍人にとって信義を守ることにつながるというのである。

ただし、「小節の信義を立てんとし、或は徒を結び党を立て、或は政道の是非、王統の争論、果ては家々の争などに興じ、近日は又主義の論党などもある如く、あたらし惜むべき人も始に順逆を弁ぜざるより大なる禍害に遭ひて、名も身と共に朽ち果つるに至りし者は屈指にも暇あらず」と述べていることは注目される。佐賀の乱、秋月の乱、西南戦争などの、いわゆる士族の反乱に巻き込まれたり、国会期成同盟が国会開設請願書を元老院へ提出した動きにかかわったりした行動を指していると考えられる。軍人の政治不干渉につい

ては、「軍人勅諭」第一条にかかわる重要事項なので、第二章で詳しく検討する。ここでは「軍人勅諭」でも、「信とは己が言を踐行ひ、義とは己が分を尽すをい」い、安請け合いをして関係を結び、あとで進退窮まることのないよう、最初から理非を考えよ、と訓諭していることを確認しておく。なお「軍人勅諭」では、「公道の理非」と「私情の信義」を対比的に述べており、わかりやすく説明されている。

四箇条を列挙したあと、「勅諭稿」後文では「第一に軍人の作法として秩序を守る事、第二には軍人の節操として膽勇を練る事、第三に軍人の風習として質直勤儉を尚ぶ事、第四に一般の徳義として信義を失はざる事」という四條目を実行するにあたり肝要なのは、誠心であるとしている。「聖賢の千言万語も誠心以て之を服膺（ふくよう）にとどめて忘れないこと―筆者注）するにあらざれば何にかは益せん」として、誠心＝真心・忠がその根本にあるとみえる。「軍人勅諭」も同じ内容である。

第二章 「軍人勅諭」第一条の解釈

問題は、「軍人は忠節を尽すを本分とすべし」を条目とする「軍人勅諭」の第一条である。「忠節」は主君に尽くす節義、忠義のみさを指す。重要な箇条なので、次に全文を紹介する。なお説明の必要上、本文に番号を付した。

①凡生を我国に稟くるもの、誰かは国に報ゆるの心なかるべき。況して軍人たらん者は、此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず。軍人にして報国の心堅固ならざるは、如何程技芸に熟し學術に長ずるも、猶偶人にひとしかるべし。其隊伍も整ひ節制も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に臨みて烏合の衆に同かるべし。②抑国家を保護し国権を維持するは兵力に在れば、兵力の消長は是国運の盛衰なることを弁へ、③世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守り、④義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。其操を破りて不覚を取り、汚名を受くることなかれ。

①からみていく。国民の中でもとりわけ軍人は、堅固な報国の精神が求められている。技芸や學術に長けていても、報国の心が堅固でない軍人は人形に等しい。軍隊が組織として整備され、規律正しく統制がとれていても、忠節の精神を欠いていれば烏合の衆同然である、という。

軍隊が一体となって手足のように自由に動くためには、命令に忠実にして勇猛果敢な氣質が軍人に不可欠である、という考え方は、西がすでに「兵家德行」で展開した見解であり、「軍人訓誡草稿」の前文でも、「苟モ忠実ナラスンハ何ヲ以テ我カ大元帥タル 皇上ニ対シ国家ニ報スル所アラン」とみえる¹⁸。「勅諭稿」前文にも「苟

も精神具はらざれば凡百の法度規則も畢竟徒法に属し、精良なる隊制器械も彼の傀儡に異なること莫らんとす」書かれている。この思想が「軍人勅諭」に反映していることは明らかだろう。

次に②では、国家を保護し、国家としての権力を維持するのは軍事力であり、軍事力により国運が左右される、としている。西はかつて「万国公法」を翻訳しており、その効力の限界についてもよく理解していた。「兵賦論」では、世界的にみて日本が置かれた危うい状況を説いている。すなわち、日本は温帯で土地が肥沃であり、東海の要衝にあるため、熱帯・寒帯の国の垂涎の的となっており、「公法持むべからず、修好持むべからざるはポーランドその国のごとし」であるとし¹⁹、自国の国境を守り、富国をはかり、人民の生活を保障し、他国に土地や財産や人民や権利を蹂躪されないようにするのは、独立国としての地位を保つための権利である^(八)と主張している²⁰。西は「公法ノ生理ト指ス者畢竟兵力ニ非ザルハ莫キナリ」「国ヲ立ツレバ兵備ヲ要シ、兵備ヲ要スレバ兵賦ヲ要スト云フ」と明言し^(一四)、「兵賦論」講演の一六回目から、きわめて具体的に、徴兵制にもとづく常備軍の構成を考えるに至る。②の部分は「軍人勅諭」特有の考え方ではなく、むしろ当時の一般的認識と言えよう。

③の「世論に惑はず政治に拘らず」については、すでに西が「軍人訓誡草稿」第九条で、「朝政ヲ是非シ、官省ノ布告布達諸規ヲ侮慢譏刺スル等ノ挙動ハ軍人ノ本分ニ背馳スル」「喋々論弁ヲ巧ウシ、

動モスレハ時事ニ慷慨シ、民権ヲ主張スナトト唱へ、本分ナラサル事ヲ以テ自ラ任シ、書生ノ狂態ヲ学フ等ノ事アル可ラス」と記しており、その骨子は「軍人訓誡」に受け継がれていた。ただし、「軍人勅諭」のこの部分を理解するためには、「軍人訓誡」が成立したあとの時代状況をおさえる必要がある。

明治六（一八七三）年に大久保利通が提出した、「大久保参議起草政体に関する意見書」をもとに、明治八年四月、「漸次立憲政体樹立の詔」が出され、立法機関にあたる元老院、司法機関にあたる大審院、地方官会議を設置して、国家立憲の政体を立てていこうとする決意が述べられた。明治九年九月には元老院に国憲編纂の勅命が出され、明治一三年一二月に、元老院議長大木喬任は第三次国憲案を上奏している。明治一二年一二月に、各参議が立憲政体に関する意見書を提出するよう命じられたことを受けて、明治一四年三月に、大隈重信が提出した立憲政体意見では、明治一四年に憲法を定め、一五年末に議員選挙を行い、一六年初めには国会を開設するという急進論が展開された。⁽²¹⁾ 明治一四年四月には交詢社が「私擬憲法案」を発表、五月には立志社が「日本憲法見込案」を起草し、六月には井上毅が憲法起草に関する意見書（「憲法意見第一」）を作成している。憲法と国会開設をめぐる論議が高まる中、陸軍中将鳥尾小弥太、同谷干城、同三浦梧楼、陸軍少将曾我祐準の上奏により、北海道開拓使官物払下げが発覚して、明治一四年の政変が起きる。

この政変を受けて、同年一〇月一二日には国会開設の詔が出され、

明治二三（一八九〇）年を期して憲法を公布し、国会を開設するところが約束された。だからこそ政治をめぐる議論に軍人が巻き込まれる可能性が高くなったのである。

一方、四将官の上奏については当時、海陸軍刑律をはじめとする法規で、現役軍人の政治関与を罰する条文はなかった。明治八年七月七日の太政官達第一一九号では、官吏が官報公告を除き、新聞や雑誌などで個人的に政務について述べることが禁止され、⁽²²⁾ 明治一三年四月五日の太政官布告第一二二号（集会条例）第七条では、「政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル集会ニ陸海軍人常備予備後備ノ名籍ニ在ル者警察官官立公立市立学校ノ教員生徒農業工芸ノ見習生ハ之ニ臨会シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス」とみえ、政治に関する事項を論議する集会に、陸海軍人ほか警察官や私立を除く学校教員などは、参加も加入もできないとしている。⁽²³⁾ しかし、これらは官吏や軍人など公的職務にある者が、建白書を提出するなど政治に直接関与したり、一般大衆に向かって自己の政治的意見を表明してはならないという規定ではない。そこで、明治一四年一二月二八日の太政官布告第六九号（陸軍卿連署）・第七〇号（海軍卿連署）として出された、陸軍刑法第一一〇条・海軍刑法第一二六条で、「軍人政治ニ関スル事項ヲ上書建白シ又ハ講談論説シ若クハ文書ヲ以テ之ヲ廣告スル者ハ一月以上三年以下ノ軽禁錮ニ処ス」と定められるに至る。⁽²⁴⁾

憲法の制定と国会の開設という、国の政体にかかわる重要案件に直面する一方、海外からの脅威にさらされていたのが、当時の日本

であった。第一章でふれたように、明治一三年一月三〇日には、参謀本部長山県有朋が「隣邦兵備略表」を提出し、清国の兵備が急速に進んでいることを記していた。軍人が、政党結成や憲法制定にかかわることによって、軍隊の力が衰えれば、日本の政体が定まる前に海外からの侵略を受けることも覚悟しなければならぬ。そのような時代状況を考えれば、「世論に惑はず政治に拘らず」は、軍人は政治に関与せず、自らの本分である軍事に注力せよ、と理解できよう。

④の「義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。其操を破りて不覚を取り、汚名を受くることなかれ」は、これまで「天皇への絶対的忠誠を実現するためには、個人の死もいとわず覚悟せよ」と解釈されてきた部分である。

この文言は、『文選』の文章篇にみえる、司馬遷「報任少卿書」（任少卿に報ずるの書）がもとになっている。匈奴に投降した李陵を弁護したため投獄された後、司馬遷が書いたもので、原文は「人固有もと一死、或重於太山、或軽於鴻毛、用之所趨異也」（人固より一死有り、或いは太山より重く、或いは鴻毛より軽し、用の趨く所異なればなり）である。現代語訳すれば、「人は誰しも一度は死ぬものであります。その死は太山より重く、またある場合には鴻毛より軽いものとされます。それは、死の用い方が違うからです」となる。そして次には、「最上の生き方は、祖先を恥ずかしめないこと、その次は、道義や体面において恥辱を受けないこと、その次は、公的な発言に

おいて恥辱をかかないことでもあります」と述べられており、士大夫としていかに生きるべきか、死ぬべきかについて語っている部分であることがわかる。⁽²⁵⁾しかし、ここに「義」の文字は見当たらない。あくまでも人間の死の軽重を説いている。

ところが、小栗判官の世界を借りて、赤穂浪士の吉良邸討入りを題材にした、浄瑠璃「鬼鹿毛無佐志鑑」（紀海音作で、一七一〇年前後の上演と推定されている）第四の最後では、「えりに選つたる忠義の武士、死を鴻毛の軽きにたのしみ、義を泰山の重きに置く、たとへ龍門原上の、土にその身は朽つるとも、誉は古今未曾有の、武士の鑑は是なるわと、聞く人感を催せり」とみえ、⁽²⁶⁾義の重さの前では人の命は鴻毛より軽い、義のために命を捨てることは惜しくない、と読み替えられている。

また、旗本で南町奉行をつとめた根岸鎮衛が、天明〜文化期（一八世紀末〜一九世紀初）に三〇数年かけて書いた、一〇巻・一〇〇〇編に及ぶ奇談集「耳囊」の「小刀銘の事」では、大石内蔵助が持っていた小刀に、「万山不重君恩重 一髪不軽我命軽」と彫ってあったという逸話が載っている。⁽²⁷⁾これは大正一〇年発行の第三期、昭和一〇年発行の第四期国史教科書にも掲載されており、戦前に教育を受けた人にはなじみ深い表現である。義と命の対比が君恩と命の対比に変わっている（ここでの「君」は浅野内匠頭を指しており、もちろん天皇ではない）。

さらに、昭和一六（一九四一）年に出された「戦陣訓」の「生き

て虜囚の辱めを受けず」とも重なり、「軍人勅諭」第一条にみえる「義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ」という表現は、「集団にいのちを託して自己犠牲を辞さない武士の倫理性の継承」と理解されるに至った。⁽²⁸⁾

しかし、「軍人勅諭」下賜時の第一条の意味は、軍隊は国運を左右する軍事力を担っており、その構成員たる軍人は、世論に惑わされたり政治にかかわったりすることなく、まごころを尽くして全力で軍事に励むこと、義の重さの前では人の命は鴻毛より軽く、道義において恥辱を受けないこと、と言えよう。

「勅諭稿」には四箇条しかないため、これまで「軍人勅諭」第一条は、「勅諭稿」とは別に新たに考えられたとされてきたが、その内容を分析した結果、「兵家徳行」「軍人訓誡草稿」「兵賦論」にみられる、西の思想が反映されていることが明らかである。④の表現が、「戦陣訓」や戦後の軍国主義批判の中で過度に解釈されたため、逆に「勅諭稿」と「軍人勅諭」の差異が、実際以上に大きなものであると判断されることになったと考えられる。

第三章 「勅諭稿」と「軍人勅諭」の前文比較

本章では、「勅諭稿」と「軍人勅諭」の前文を比較検討する。「我國の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にぞある」ではじまる「軍人勅諭」前文の前半は、日本は神武天皇以来、二五〇〇年あまりの歴

史をもつとし、天皇と軍隊がいかなる関係にあったのかを、歴史的に説明する視角で書かれている。「軍人勅諭」は、江戸時代にはぐくまれた武士道の考え方を踏襲しているにもかかわらず、興味深いことに前文では、鎌倉時代以降、約七〇〇年にわたって、兵馬の権と政治の権がともに武家の手に落ちた時期ととらえられ、それは日本の国体にもとり、祖宗の制度に背いた「浅間しき」時代と宣言されている（「兵農おのづから二に分れ、古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に変わり、遂に武士となり、兵馬の権は、一向に其武士どもの棟梁たる者に帰し、世の乱と共に政治の大権も亦其手に落ち、凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて斯なれるは、人力もて換回すべきにあらずとはいひながら、且は我国体に戻り、且は我が祖宗の御制に背き奉り、浅間しき次第なりき」）。

「軍人勅諭」前文で議論となってきたのは後半部分である。これまで、文武の大権を掌握し、大元帥として軍人の頂点に立っている天皇に忠義を尽くすことが、軍人に強制されている、と解釈されてきた。そこでこの部分と、「勅諭稿」の該当箇所を比較表にしたのが、【表三】である。①からみていこう。

「勅諭稿」では「夫兵馬の大権は行政の大権と相終始して、全く我が 皇統に繫属する所」とあり、「軍人勅諭」の「夫兵馬の大権は、朕が続ぶる所」「天子は文武の大権を掌握するの義」に対応する。「勅諭稿」の「其大綱を総攬するは全く 朕が分内に在りて：」は、「軍人勅諭」で「其大綱は朕親之を攬り、肯て臣下に委ぬべきもの

表三 「勅諭稿」と「軍人勅諭」の前文比較表

	「勅諭稿」	「軍人勅諭」
①	<p>夫兵馬の大権は行政の大権と相終始して、全く我が皇統に繋属する所なれば、縦ひ相將に委任すること有るも其大綱を総攬するは全く、朕が分内に在りて、子々孫々に至るまで永く此意を体し、広く中世の弊跡を鑑み、敢て或は失墜する事ある莫らんことを深く冀望する所なり、此故に国法上に於ては、朕我が帝国日本海陸軍の大元帥として総軍人の首領たれば、是が為に官職尊卑の別無く、推並べて服従の義務を尽さしめん事を要するなり。</p>	<p>夫兵馬の大権は、朕が統ぶる所なれば、其の司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は朕親之を攬り、肯て臣下に委ぬべきものにあらず。子々孫々に至るまで篤く斯旨を伝へ、天子は文武の大権を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失体なからんことを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。されば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ、其親は特に深かるべき。</p>
②	<p>然るに軍人命令の事に至りては、各々其官階職分の有る所に従ひて、各自の主管各自の所司有りて枝分派達し、毫毛も之を軽忽にする事を許さざるは総べて律法の通体にして、別に總術するを要せずと雖へども、唯軍人一体に係はる精神に至りては、一々法度を以て律すべき者にあらず、然れども苟も精神具はらざれば凡百の法度規則も畢竟徒法に属し、精良なる隊制器械も彼の傀儡に異なること莫らんとす、是、朕が深く軍人の精神心術の上に猶須要なりと思ふ所ありて、武弁たる者の風習に就て一二訓諭する所有らんと欲す、上にも言ひし如く、兵権は我が皇統に繋属する所にして、軍人は、朕が四肢股肱に同じく、朕をして能く我が元々を榮育保護し、以て上、天命に答し、宗社に報ずるの体認に当らしむる者は軍人より重きは莫し。</p>	<p>朕が国家を保護して、上天の恵に応じ祖宗の恩に報いませらする事を得るも得ざるも、汝等能く朕と其憂を共にせよ。我が武維揚て其業を輝さば、朕汝等と其譽を偕にすべし。汝等皆其職を守り、朕と一心になりて力を国家の保護に尽さば、我国の蒼生は永く太平の福を受け、我国の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すべき事こそあれ。いでや之を左に述べむ。</p>

出典：「勅諭稿」大久保利謙編『西周全集 第三巻』（宗高書房、一九六六年）、「軍人勅諭」由井正臣・藤原彰・吉田裕校注『日本近代思想大系 4 軍隊 兵士』（岩波書店、一九八九年）

にあらず」に当たる。「勅諭稿」の「朕我が帝国日本海陸軍の大元帥として総軍人の首領」と、②の「軍人は、朕が四肢股肱に同じく」が、「軍人勅諭」の「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。されば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ」に対応する。

①に関して「勅諭稿」の特徴と言えるのは、天皇の大元帥としての地位が、「国法上」のことである、としている点であろう。西は、兵馬の大権と行政の大権が皇統に繋属すると宣言した上で、「国法上」天皇が軍隊の大元帥であるゆえ、軍人は服従義務があるとしている。「国法上」という表現は、西が天皇の陸海軍大元帥としての地位は、法により保証されると考えていたことを示している。「軍人勅諭」では、「再中世以降の如き失体なからんことを望むなり」として、古代からの天皇制の延長で、歴史的に天皇の文武の権を説明しているが、西は憲法制定を射程に入れた表現を使っている。先述したような憲法をめぐる議論の状況を考えれば、もつともである。次に②に関する比較である。「勅諭稿」の②は「軍人勅諭」より長く、軍人が命令に従うこととは別に、精神は法で律することではないので、軍人の精神に重要な訓諭事項をあげるとしている。ここには、命令に従って動く外形的行動とは別に、内面的精神を重視する西の考え方がみてとれる。この主張はすでに、陸軍内に配布された「軍人訓誡」にみられた。それを拡大し、海陸軍双方の内面的精神的規律として位置づけようとしたと考えられる。「勅諭稿」の「朕をして能く我が元々（人民のこと―筆者注）を榮育保護し、以て

上 天命に答し、宗社（宗廟と社稷から転じて国家のこと―筆者注）に報ずるの体認に当らしむる者は軍人より重きは莫し」は、「軍人勅諭」の「朕が国家を保護して、上天の恵に応じ祖宗の恩に報いまいらする事を得るも得ざるも、汝等能く朕と其憂を共にせよ」に該当する。²⁹ また「勅諭稿」の「然れども苟も精神具はらざれば凡百の法度規則も畢竟徒法に属し、精良なる隊制器械も彼の傀儡に異なること莫らんとす」は、前章で述べたように「軍人勅諭」第一条に移動したと言える。

このような、軍人としての精神を重視する西の思想は、「兵賦論」に明確である。「兵賦論」はこれまで、ロシア主義と琉球主義を對比させ、日本はそのどちらでもない独自の国是をとるよう主張した、前半部分が注目されてきた。しかし、統計資料にもとづき、実践的徴兵論・兵賦論を展開した後半部分の方がむしろ、陸軍省官僚・参謀本部御用掛としての面目躍如といった面がある。

西は、皇族をのぞき、華族・士族・平民の区別なく、一八歳になつた男子を全員徴発し、三年の常備軍役期間を一年四ヶ月にする案を提起する。ちなみに、明治六年一二月九日の太政官達で「皇族自今海陸軍二従事スヘク被 仰出候條、此旨可相達候事、但年長ノ向ハ此限ニアラサル事」とされ、皇族は徴兵令の適用を受けることなく、軍務につかなければならなくなつた。また華族については、明治一四年四月七日、宮内卿徳大寺実則から華族会館兼督部長岩倉具視宛の論達で、華族になるべく陸海軍に従事するよう指示されている。³¹

短縮の理由は、三年の間に農業などの家業から離れてしまい、遊蕩にふける傾向が生まれ、驕傲奢侈に流れやすくなつており、軍隊は規律を教える学校どころか、その逆になつていくという実態があつた。

そこで、四ヶ月の新兵期間と一年間の服役終了後は「休役」とし、そこから壮兵（志願兵）を募集して、伍長以上の歩騎兵、砲兵、工兵を構成する案を出す。休役の兵は年ごとに帳簿につけ、予備軍、後備軍、国民軍とし、もし戦争が起きて現役兵だけで不足なら、そこから補充するというのである。成人した男子には一人も兵役免除をもうけず、戦時には「男子ハ一人モ生キテ存スルコト無シト云フノ精神」にもとづく方法だつた。（一七）

毎年、男子の三二万人以上が二〇歳になるにもかかわらず、免役者―ほとんどは戸主か嗣子承祖の孫―が二九万人近くおり、就役の者が同年齢の一〇分の一にも満たないのが、当時の状況であつた。

三〇万人のうち二五〇〇〇人を各鎮台に配置し、三年間を一年四ヶ月に短縮して任務につかせ、残りを一三七五〇〇人ずつ二組に分け、三ヶ月の訓練と三ヶ月の土木事業に従事させれば、土木事業による雇工賃で、六ヶ月分の食費がまかなえる上、鉄道、道路、河川、丘陵や荒野の開墾なども進み、富国強兵を実現できるといふ。西は一日一人あたりの食費や雇工賃などを、当時の平均的な額を元に試算している。この方策は「技術ノ精シキヲ求ムルニ在ラズ、専ラ国民中ニ軍人ノ精神ヲ發揮スルノ設」、すなわち国民に軍人の精神を持

たせることが目的だった。(二一〇)

西は人生八〇年、二八八〇〇日のうち一八〇日の労力で、「全国共同ノ利益ノ為ニ其勞ニ服ストセバ、苟モ日本国民タル者ハ甘心シテ服従ス可キノ義務ト謂ハザル可ケンヤ」と主張し、全国の人民が協力してインフラに労力をそそぎ、なおかつ非常事態にも備えて国防も実現できるのであれば、それは子々孫々に残り、長きにわたる幸福の礎となろう、と述べている。(二二一) また沿海の属島、下関海峡と津軽海峡、東京湾や大阪湾への侵入を三段階で防ぐ防御線を設定し、砲台や要塞などを設置すれば、日本は「屹然タル一個ノ城郭」となり、独立を保てるとしている。(二二二)

「勅諭稿」と「軍人勅諭」の前文比較の結果、天皇の大権を「国法上」認めている点には違いがあるものの、その他の点については、「勅諭稿」や、「勅諭稿」と併行して西が主張していた考え方が、「軍人勅諭」に反映されていると言えよう。

おわりに

「軍人勅諭」についてはこれまで、天皇の統帥権の絶対性が強調されてきたが、西の「勅諭稿」と対照しながら精査した結果、「軍人勅諭」は、西が「兵家徳行」「軍人訓誡草稿」「兵賦論」「勅諭稿」で展開した軍事思想・国家思想を受け継いでいることが明らかになった。一見すると「勅諭稿」の四箇条に対し、「軍人勅諭」は五

箇条構成で、前文にも記述の違いはみられるが、「軍人勅諭」成立にあたって、政府寄りだった福地源一郎の思想的関与は大きいとは言えない。梅溪氏が述べたように、福地が西の漢文調的な表現をわかりやすく改め、天皇が兵士に語りかける訓諭調にして、読誦したときの親しみやすさを増幅させたことは事実だが、新たな思想が付け加えられたとは考えがたい。「軍人勅諭」の産みの親は西というべきである。

「勅諭稿」は、天皇を「国法上」文武両権の掌握者と考えており、憲法作成を射程に収めた上での草案であった。西自身、江戸末期にオランダで自然法・国法学・国際法などを学んでおり、大政奉還の際には將軍慶喜とともに京都にいて、大政奉還後の政治体制に関する「議題草案」を作成していた。また「勅諭稿」の作成後、「憲法草案」も記している。第二章で述べたように、西が「勅諭稿」を書いたと考えられる明治一三年一二月には、元老院議長大木喬任が第三次国憲案を上奏しているので、それと軌を一にしたとも言えよう。もっとも元老院のこの案は岩倉具視らの反対にあり、日の目を見ることはなかった。伊藤博文が憲法調査のためヨーロッパへ向かうのは、「軍人勅諭」発布の二ヶ月後のことである。

西が「勅諭稿」ののち最後まで作成にかかわらなかったのは、彼が『兵語辞書』の編纂や、その後の文部行政・教育関連の仕事で忙しかったことが関係しているだろう。西は明治一四年三月一六日、『兵語辞書』の編纂を終え、その尽力の褒美として、これを三冊下

賜されている。その後、六月から文部省御用掛兼東京師範学校校長を担当し、九月には桂太郎や加藤弘之らとともに、独逸学協会を設立している。この協会は第一部(政治・法律・兵事)、第二部(医学・衛生)、第三部(文学・哲学・美学・農工商)から構成され、山県有朋系の文武藩閥官僚も会員だった。開拓使官有物下げ事件が起きたのは七月二六日、明治二三年に国会を開設する旨の詔勅が出たのは一〇月一二日だったから、すでに西が人材育成・教育畑で活動し始めていた時期ということになる。³²⁾なお、明治一五年八月にドイツの法学者シュタインの『兵制学』が、独逸学協会会員の翻訳により独逸学協会から出版され、それに触発された福澤諭吉が『時事新報』の社説に、明治一五年九月九日から一〇月一七日まで「兵論」を発表、一月には単行本にまとめて出版している。³³⁾

「軍人勅諭」は、天皇が軍人とともに、国家の独立と国民の保護を実現する責務を負っているという前提に立ち、軍人各自がいかなる精神にもとづいて本分を尽くすべきかを教諭した、「軍人訓誡の教諭」であった。近代軍隊は、命令にしたがって全体が手足のように動かなければならない組織である。その構成員たる軍人は、普段から質素儉約を旨とし、軍隊での人間関係において信義を保ち、戦闘では命令に忠実に従って、勇敢に戦う心構えを求められた。軍人として当然のことを訓諭しなければならなかったのは、秩禄処分を経てまだ日が浅く、士族と平民の身分意識が濃厚だったこと、平民がこのような精神を理解していないこと、徴兵期間が長く、身を持

ち崩す者もいたこと、かつての幕臣や藩士の地位と、政府の軍隊における地位が対応していないため、上からの命令に従うという基本が守られない可能性があったことなどによる。

これまで西周研究では、西欧的知識人としての西が「勅諭稿」を作成したことについて、その意義を過小評価したり、あるいは無視したりしてきた。しかし、津和野藩主亀井茲監、最後の將軍徳川慶喜、そして新政府に忠実に仕えてきた経歴を持ち、世界の中で日本がその独立を保つためには、国力と軍事力の増強が必須であるとの認識を持っていたからこそ、西の思想は「勅諭稿」を経て「軍人勅諭」に反映されたのである。

天皇が陸軍卿・海軍卿に直接「軍人勅諭」を渡し、軍人への周知を命じたことは、天皇が兵馬の大権を掌握し、軍令系統の頂点にあることを明確にした。この意義は大きい。なぜなら、江戸時代までは、天皇から征夷大將軍に任じられた歴代の將軍が、武家の棟梁として全国の軍隊を指揮していたのであり、天皇が直接軍隊の頂点にあったわけではないからである。明治一一年の参謀本部条例で、軍政と軍令の二元体制がしかれ、軍政は陸軍省担当、軍令は天皇となったとはいえ、まだ憲法が制定されておらず、天皇の法的位置も定まっていなかった。その時期に、大元帥として太政官を経由せず訓諭したのは、軍事力の低下や騷擾の勃発を防ぎ、軍隊秩序を守るためだったと考えられる。

天皇の位置づけが明確でなかったことは、「軍人勅諭」下賜から

三ヶ月以上経った、明治一五年四月二十六日から五月一日にかけて、福澤論吉が『時事新報』社説に一二回連載した、「帝室論」の内容からもうかがえる。福澤は、帝室を政治と軍事のどちらからも独立した存在とすべきと主張し、帝室は人心の収攬・精神のよりどころとして、孝子節婦の表彰や芸術技芸の奨励などに力を注ぐべきと述べている⁽³⁴⁾。これは、明治一五年三月に福地源一郎らが帝政党を結成したり、同年四月一六日に、大隈重信を総理とする立憲改進黨が結成されたりしたことが関係しているだろう。福澤はこのような政治状況に対して、天皇や帝室が政治に利用されてはならないと警告したのであった。

「神聖にして犯すべからず」の前提に立った天皇像は、後世になってからのものである。むしろ天皇は盛んに巡幸を行い、その存在を国民に知らしめることに追われていた。明治天皇は九七件の巡幸（うち即日巡幸は三七件）を行い、明治五年の九州・西国、九年の東北・北海道、一二年の北陸・東海道、一三年の甲州・東山道、一四年の山形・秋田・北海道、一八年の山口・広島・岡山は、数ヶ月にわたって実施され、「六大巡幸」と呼ばれる。田中彰氏はこれについて、「生々神信仰と天皇を結びつけて神権的粉飾を進めた」「明治天皇の地方巡幸は、近代天皇制の確立・完成過程における国家的プロパガンダ」としているが、近世の將軍の日光社参や御成の方法にならない、治者として認知されることを期待していたと考えた方がよい。天皇は観兵式に参加し、鳥追いを行って乗馬も練習し、教練

の見学をするなど、軍人としての素養も身につけようとしていた。「軍人勅諭」は没我的忠誠を求める天皇制国家観の成立ではない。一九三〇年代になると、臣民が絶対的忠誠を誓うべき至高の天皇像が生み出されるが、その視線で明治一五年をみることはできないのである。

注

- (1) 松下芳男『改訂 明治軍制史論(上)』(国書刊行会、一九七八年) 五〇四頁。由井正臣・藤原彰・吉田裕校注『日本近代思想大系4 軍隊 兵士(岩波書店、一九八九年)』もこの考え方を受け継ぎ、収録した「軍人勅諭」の頭注で、「この勅諭は天皇制軍隊の創設期に軍の統制強化のために出されたもので、この時期の軍隊内の諸弊害を反映した時事的な訓戒であった」と記している。
- (2) 梅溪昇『増訂軍人勅諭成立史—天皇制国家観の成立(上)』(青史出版、二〇〇八年) 二七六頁。
- (3) 清水多吉『ミネルヴァ日本評伝選 西周—兵馬の権はいずこにありや—』(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)。
- (4) 松島弘『近代日本哲学の祖・西周—生涯と思想』(文藝春秋、二〇一四年)。
- (5) 菅原光『西周の政治思想 規律・功利・信』(ベリカン社、二〇〇九年) 九頁。
- (6) 岡本晴行「軍人勅諭」と西周』『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』第一七号(二〇一〇年)も平常社会と軍事社会の対比で考えるにとどまる。なお、梅溪は軍人道德形成史上における西の寄与は、伝統として存在していた武士的イデオロギーに近代的粉飾をほどこして、近代軍人道德として再編成し、さらに国民道德にまで高める道を開いた、と述べている。梅溪『前掲書』一二四頁。「軍人勅諭」に表現された軍人の精神が、

近世の武士道にもとづいていることは確かだが、問題は氏が主張するところの「近代的粉飾」や「近代軍人道德」にみえる、「近代」という言葉の意味である。

- (7) 安孫子信「西周と『軍人勅諭』」法政大学国際日本学研究所編『日本のアイデンティティを（象徴）するもの』（二〇〇三年）。
- (8) 木野主計「井上毅の統帥権の立憲的統御構想（上）」『芸林』第五八巻第二号（二〇〇九年）。
- (9) 松下芳男『前掲書（上）』五二五～五一八頁。
- (10) 内閣記録局編輯『法規分類大全 第一編「上」政体門3詔勅式（内閣記録局、一八八九年）四二～四三頁。』
- (11) 宮内庁『明治天皇紀 第五』（吉川弘文館、一九七一年）六〇六頁。
- (12) 梅溪『前掲書』二六五～二六六頁。
- (13) 宮内庁『明治天皇紀 第四』（吉川弘文館、一九七〇年）四六四頁。
- (14) 拙稿「西周の軍事思想―服従と忠誠をめぐる―」『WASEDA RILAS JOURNAL』NO.5（二〇一七年一〇月）。
- (15) 「上隣邦兵備略表」大久保利謙編『西周全集 第三卷』（宗高書房、一九六六年）。
- (16) 松下芳男編『山県有朋 陸軍省沿革史』（明治文化叢書）（日本評論社、一九四二年）二二八～二三二頁。本書は日露戦争中の明治三七、八年に監修元帥山県有朋、執筆陸軍歩兵中佐堀内文治郎、陸軍歩兵中尉平山正により作成され、明治三八年に刊行されたものである。
- (17) この部分の理解をめぐることは、先にあげた拙稿も参照されたい。
- (18) 拙稿参照。
- (19) 「兵賦論」は其一～其二十二で構成されており、以降はその番号のみかかざる。
- (20) これは明治一二年の講演と考えられる。福沢諭吉も明治二年五月一四日の「郵便報知新聞」に発表した「華族を武辺に導くの説」（坂本多加雄編『福沢論吉著作集』第9巻（慶應義塾大学出版会、二〇〇二年）所収）

において、現在の禽獸世界では、一国が社会をなしてその独立の対面を守るために、兵力が必要なのは言うまでもない、との見解を示している。

- (21) 木野主計「前掲論文」。
- (22) 『法令全書 第八卷ノ一 明治8年』（原書房、一九七五年）。
- (23) 『法令全書 第一三卷ノ一 明治13年』（原書房、一九七六年）。
- (24) 『法令全書 明治14年』（原書房、一九七六年）。
- (25) 竹田晃『新釈漢文大系 第83巻 文選（文章篇）中』（明治書院、一九八八年）一八四～一八五頁。
- (26) 『帝國文庫 第十一編 忠臣蔵浄瑠璃集』（博文館、一九二九年）。なお「龍門原上の土に骨を埋むとも名を埋めず」は、肉体は龍門に葬られても名声は後世に残るという意味。
- (27) 鈴木棠三編注『耳袋1』東洋文庫二〇七（平凡社、一九七二年）四六頁。
- (28) たとえば島蘭進「国家神道の形成と靖国神社・軍人勅諭―皇道思想と天皇崇敬の担い手としての軍隊―」明治維新史学会編『講座 明治維新11 明治維新と宗教・文化』（有志舎、二〇一六年）一五一頁。
- (29) 松下芳男氏は、天皇と「一心になりて力を国家の保護に尽す」ことが軍人の職務とされているのに、後年の軍部当局が忠義の対象を天皇とし、軍を天皇の私兵にしてしまったと指摘している。『明治軍制史論（上）』五〇八頁。
- (30) 『法令全書 明治6年』（原書房、一九七五年）。
- (31) 小田部雄次「華族 近代日本貴族の虚像と実像」（中公新書一八三六六、二〇〇六年）。
- (32) ちなみに、明治一六年一月に西は、山県の名で「変則独乙学校を設くる之義」という草稿を作成し、英学流行を批判し、立憲君主政体のドイツを学習すべきであると論じている。一〇月には独逸学協会学校が設立され、西が初代校長になった。
- (33) 木野主計「井上毅の統帥権の立憲的統御構想（下）」『芸林』第五九巻第一号（二〇一〇年）。

(34) 坂本多加雄編『前掲書』所収。

(35) 『ニッポニカ 日本大百科全書』。

【付記】

本研究は平成二六年度～二八年度科学研究費補助金・基盤研究(B)

(研究代表者：谷口眞子)「軍事史的観点からみた一八～一九世紀における名譽・忠誠・愛国心の比較研究」(研究課題番号26284089)

を受けて、第六七回日本西洋史学会大会の小シンポジウム5「忠誠のゆくえ―近代移行期における軍事的エトスの比較史」で報告した内容の後

半部分に、早稲田大学二〇一八年度特定課題研究助成費(特定課題B)(研究代表者：谷口眞子)「越境する軍事史―一九世紀を中心とした人と

学知の交流」(課題番号2018B-045)による研究成果の一部を加筆したものである。